

平成28年度 第1回堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会会議録

(認知症対応型共同生活介護の創設整備に係る書類審査・面接審査)

- 開催日時 : 平成28年7月4日 午後1時30分～午後4時30分
- 会 場 : 堺市役所介護事業者課会議室
- 出席委員 : 委員長 (堺市長寿社会部長) 隅野 巧
 委 員 (武庫川女子大学 助教) 海原 律子
 委 員 (桃山学院大学 非常勤講師) 佐瀬 美恵子
 委 員 (堺市老人介護者(家族)の会 会長) 玉井 辰子
 委 員 (健康福祉局長寿社会部介護保険課長) 三井 節子
 委 員 (健康福祉局長寿社会部高齢施策推進課長) 神原 富雄
- 事務局 : (介護事業者課) 岡 康之 他
- 案 件 名 : 認知症対応型共同生活介護の創設整備に係る採点方法について
 認知症対応型共同生活介護の書類審査及び面接審査について
 認知症対応型共同生活介護の選定について

発言者	内 容
事務局	開会 平成28年度第1回堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会を開催します。 本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	配布資料の確認 配布資料の確認を行う。
事務局	委員長及び委員紹介
事務局	定足数報告
事務局	審査会趣旨及び目的と守秘義務についての説明
事務局	堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27～29年度)に基づく介護保険施設等の整備に係る公募の内容及び本審査会で取り扱う地域密着型サービス事業所の審査について説明
委員長	職務代理者の指名 三井委員を職務代理者に指名します。

委員長	案件審議 それでは、審査会の公募選定審査の採点方法、審査行程等の審議に入らせていただきます。 委員の皆様には事前に、募集要項及び採点基準案を郵送または電子メールでお送りしております。 この採点基準案について、事務局から説明します。
事務局	採点基準案の説明 審査は、「法人等の運営の適格性」、「用地に関する事項」、「建物の設計」、「運営に関する事項」の計200点の設定としています。 (以下、採点項目及び配点等の説明)
委員長	以上、事務局から説明がありましたが、この基準案について、ご意見を頂戴したいと思います。
委員	<意見なし>
委員長	他にご意見ございませんでしょうか。 それでは、事務局の案で採点基準を決定したいと思います。よろしいでしょうか。
委員	<承認>
委員長	ありがとうございます。 続いて、審査方法について、事務局からご説明させていただきます。
事務局	以下の内容の説明 本審査会では、お手元の協議書及び資料をもとに、それぞれの委員に採点していただきます。本日は、書類審査と面接審査を行い、2つの審査の結果を総合して採点していただきます。なお、規則により委員長は採点を行わず、本日は5名の委員により採点をお願いいたします。 審査は、さきほど承認をいただきました採点基準に基づいて採点を行っていただきます。採点は、200点満点で行い、基準点を100点としております。採点を行った結果、過半数の委員により基準点、すなわち100点未満の評価がなされた場合には、当該案件は採択しませんのでよろしくお願いいたします。 今回の公募数1施設に対し応募が3案件でしたので、順位点方式にて行います。採点表の各法人名が書かれている欄に、直接、点数のご記入をお願いします。ご記入が完了しましたら、事務局にて合計得点をもとに順位付けを行います。今回の審査案件は3件ですので、点数の高い方から1位を3点、2位を2点、3位を1点として配点します。 次に、全委員の順位点を合計します。この順位点の合計点数が一番高い法人を選定法人とします。

	順位点が同点の場合は、各委員の得点の合計点を合算した点数、すなわち総合得点で判断します。順位点、総合得点とも同点の場合は、審議のうえ決定します。
委員長	事務局からの審査方法の説明がありましたが、このことについて、ご意見を頂戴したいと思います。何かございませんでしょうか。
委員	<意見なし>
委員長	書類審査 それでは、書類審査に入ります。なお、本日の書類審査及び面接審査は、時間の関係上、それぞれ20分程度で行いたいと思います。各委員の皆様方にご協力をお願いします。
委員長	それでは、ただいまより書類審査を行います。 では、事務局から説明をお願いします。
事務局	(1)A法人 応募内容の概要説明。 ※応募書類より、「協議書の記載内容」、「地域偏在」、「用地の確保方法」、「資金計画」、「勤務形態一覧表」、「計画地の位置図」、「建築予定地の写真」、「平面図」、「施設の構想についての考え方」等の概要について説明。 (説明については、他の法人についても同一手順により実施。)
委員長	事務局から説明がありましたが、意見・確認事項等はありませんか。
委員	<A法人の応募書類等に基づいて意見交換> ①法人等の運営・経営について ②建物の設計について
委員長	続いて、B法人の書類審査を行います。
事務局	(2)B法人 応募内容の概要説明。
委員長	事務局から説明がありましたが、意見・確認事項等はありませんか。
委員	<B法人の応募書類等に基づいて意見交換> ①法人等の運営・経営について
委員長	続いて、C法人の書類審査を行います。

事務局	(3)C法人 応募内容の概要説明。
委員長	事務局から説明がありましたが、意見・確認事項等はありませんか。
委員	＜C法人の応募書類等に基づいて意見交換＞ ①法人等の運営・経営について
委員長	以上で、全ての法人の書類審査が終了しました。 引き続き、事務局から、面接審査の進行等について説明をお願いいたします。
事務局	面接審査の対象法人は3法人です。出席者は、法人の代表者と施設長予定者の2名です。入室後は、法人名及び出席者の職氏名の紹介、応募についての自己PR等の時間を3分間認めます。その後、委員と法人による質疑応答となります。以上の流れで、20分間の予定です。
委員長	面接審査について質問・確認事項はありますか。
委員	協議書内容について再確認 書類審査の内容について再確認
委員長	面接審査については、以上のとおりでよろしくをお願いいたします。 これより10分間、休憩とさせていただきます。 ＜休憩＞
委員長	面接審査 面接審査を始めます。 A法人入室 A法人出席者自己紹介 自己アピール
委員長	全応募法人に、共通質問として質問します。 (1)地域に開かれた施設とするために地域との交流や事業運営をどのように実施していくか。 (2)今回の整備で入所者処遇が向上する点について。具体的に説明してください。
委員長	各委員より質問をお願いします。

委員	(1) 看護師の配置、看取りについて (2) 駐車場、建物の相談室等のレイアウトについて (3) 地域包括ケアシステムについて (4) 書類の未記載事項について (5) 地域交流について (6) 認知症サポーター養成講座について (7) 利用料金、食費について (8) 身体拘束、高齢者虐待の取組みについて
委員長	続いて、B法人の面接審査を行います。 B 法人入室 B 法人出席者自己紹介 自己アピール
委員長	共通質問として2問、質問します。
委員長	続いて、各委員より質問をお願いします。
委員	(1) 平面図において利用者の動線、見守りについて (2) 平面図において各室の利用について (3) 地域交流、運営推進会議の運用について (4) 会議、イベント等を行う場所について (5) 地域、行政のイベントの参加について (6) 既存施設での取組みについて (7) 認知症施策の取組みについて (8) 職員の採用、雇用のための配慮について
委員長	続いて、C法人の面接審査を行います。 C 法人入室 C 法人出席者自己紹介 自己アピール
委員長	共通質問として2問、質問します。
委員長	続いて、各委員より質問をお願いします。
委員	(1) 身体拘束、虐待等の防止に向けた取組みについて (2) 利用者の看取り看護、重度化の対応について (3) 訪問看護との連携について

	(4)駐車場の確保について (5)平面図のレイアウトについて (6)利用者の見守りについて (7)既存施設の事業について (8)利用料、日常生活費について
委員長	認知症対応型共同生活介護の創設整備に係る面接を終了します。続いて、採点に入ります。
委員長	これから採点を行っていただきますが、採点に関する質問・疑問点はありませんか。
	<質問なし>
委員長	採点をお願いします。
	<採点>
委員長	採点表を回収し、集計に入ります。
	<集計>
委員長	各委員に本日審査いただいた採点表原本と集計表を配布するので、内容の確認をお願いします。
	採点表と集計表を確認。承認。
	集計結果発表
委員長	集計結果を発表します。 第1位 法人 順位点 13 点 第2位 法人 順位点 12 点 第3位 法人 順位点 5 点
委員長	集計結果より、順位点の合計点の最も高いメディカル・ケア・サービス関西株式会社を選定法人として堺市長に報告します。ご異議ありませんか。 <異議なし>
委員長	これをもって、認知症対応型共同生活介護の創設整備の審査を終了します。

事務局	本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。 閉会
-----	---